

## 第5章 緑地の配置方針

### 5-1 総合的な緑地の配置方針

本市における緑地の特性に配慮し、都市の発展動向や緑地の充足度等を考慮するとともに、環境保全、レクリエーション、防災、景観の視点から、総合的な緑地の配置方針を提示します。

#### 1) 骨格的緑地の配置

骨格的緑地は、緑の軸や拠点として緑地の保全、活用を図る観点から配置します。

##### ① 今川、長峡川、祓川等の河川

- ・今川、長峡川、祓川等の河川は、多様な機能を持ち合わせた緑の軸となる緑地であり、河川区域は地域制緑地として保全、活用を図ります。

##### ② 農地

- ・用途地域内外を問わず農地は、無秩序な市街化の抑制、都市気候の緩和、災害の防止・緩和等の様々な役割を持ち合わせており、まとまりのある緑地として保全を図ります。また、農業振興地域農用地区域は、地域制緑地として保全、活用を図ります。

##### ③ 平尾台、御所ヶ谷、蓑島山等の山地、丘陵地

- ・平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山等の山地、丘陵地は、郷土景観を構成する上で重要な緑地であり、広域レクリエーションに対応した緑地として保全、活用を図ります。

##### ④ 蓑島～稲童の海岸

- ・蓑島～稲童の海岸は、広域レクリエーションに対応した緑地であるとともに、ビオトープネットワークを形成する上でも重要な緑地として保全、活用を図ります。

##### ⑤ 行橋駅前広場、行橋総合公園

- ・本市の賑わいの場である行橋駅前広場やスポーツ・レクリエーション活動の拠点である行橋総合公園は、人が集まる重要な緑の拠点の緑地として保全、活用を図ります。

#### 2) 重要な緑地の配置

重要な緑地は、広域性や地域性を考慮し、4系統の各視点により総合的に判断して保全が求められる緑地の観点から配置します。

##### ① 筑豊県立自然公園等自然公園地域

- ・御所ヶ谷、蓑島山、塔ヶ峰、観音山の山地や蓑島、長井の海岸を含む筑豊県立自然公園及び平尾台を含む北九州国定公園の自然公園区域は、今後も良好な自然と共生していくための地域性緑地として保全を図ります。

#### ② 保安林、地域森林計画対象民有林

- ・馬ヶ岳、硯山等の周辺の保安林、地域森林計画対象民有林は、優れた自然環境を有しているとともに、ビオトープネットワークの形成、自然災害の防止・緩和に資する緑地としても重要であり、地域性緑地として保全を図ります。

#### ③ 新田原の果樹地帯

- ・新田原の果樹地帯は、地域を特色づける緑地として重要であり、地域制緑地として保全を図ります。

#### ④ 寺社境内地、古墳、史跡

- ・歴史と伝統を受け継ぐ寺社境内地や古墳、史跡の文化財周辺の緑地は、その地域を特色づける緑地として重要であり、地域制緑地として保全を図ります。

### 3) 緑地のネットワークの形成

骨格的緑地である河川や農地等と市内に点在する緑地を効果的に結び、総合的な緑地のネットワークの形成を図るものとして配置します。

#### ① 幹線道路（道路環境施設帯）

- ・レクリエーションネットワークの役割を果たす道路環境施設帯を有する幹線道路は、潤いのある道路環境、美しい都市景観を創出するために緑化を推進し、緑地のネットワークの形成を図ります。

#### ② サイクリング道路

- ・サイクリングロードは、今川河川敷の緑地とともに環境に配慮した自然との共生を図り、快適なレクリエーション活動を支援するために緑化を推進し、緑地のネットワークの形成を図ります。

#### ③ ため池

- ・ため池は、ビオトープネットワークの拠点となる重要な水辺空間であり、緑地のネットワークの形成を図ります。

### 4) 緑地等の均衡ある配置

市街地の発展動向、各地区における緑地の充足度に配慮し、都市全体で均衡ある都市景観が形成されるものとして配置します。

#### ① 都市公園

- ・多機能性を有する都市公園は、本市の整備水準が低いことを鑑み、都市全体において均衡ある配置が可能な緑地として位置付けます。



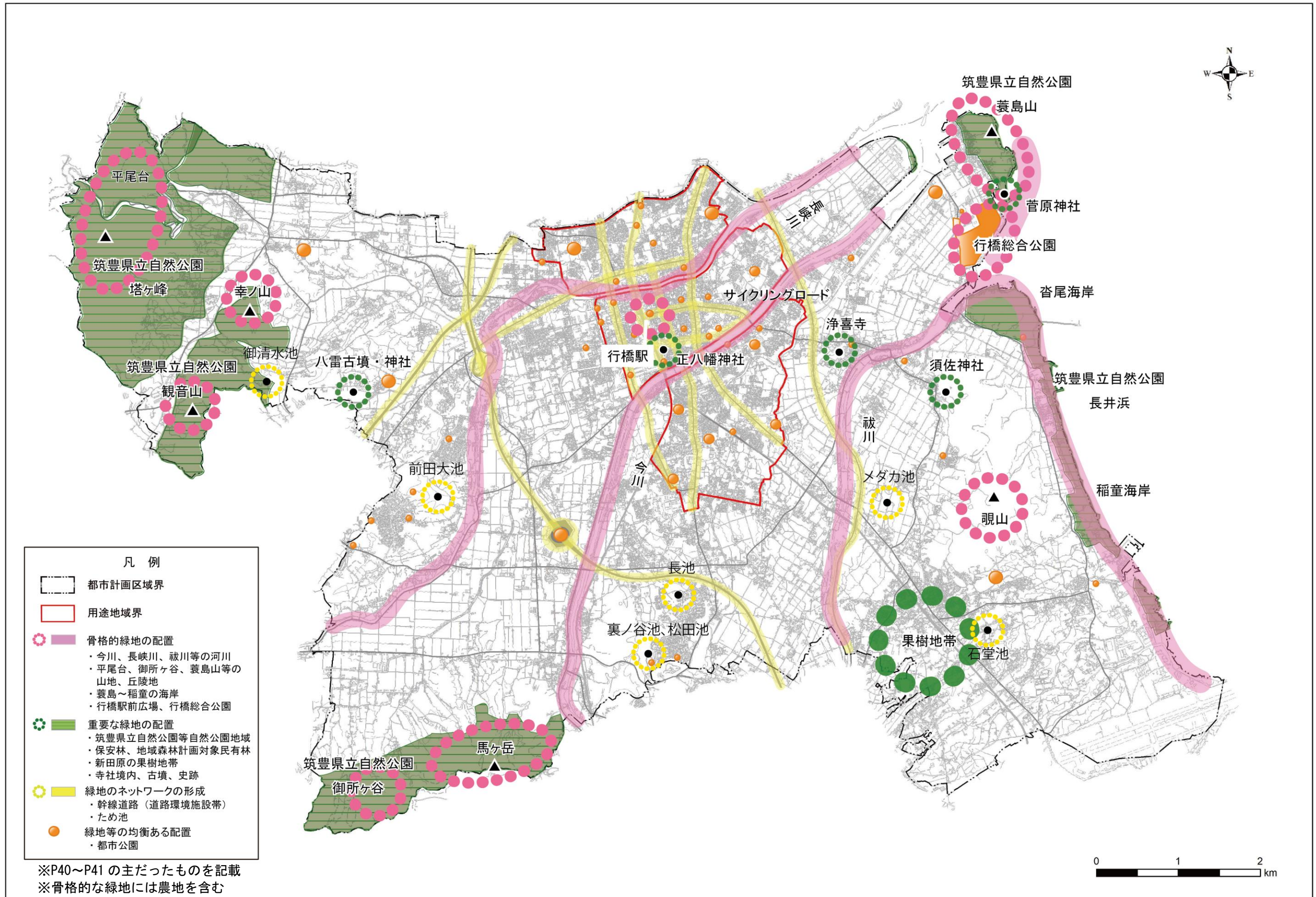


図 5-1-1 総合的な配置図



## 5-2 環境保全システムの配置方針

本市の海、山、川等の自然環境及び農地の保全を図る観点から緑地の配置を行います。

### 1) 都市の骨格の形成・市街地の無秩序な連坦の抑制に資する緑地

- ・今川、長峡川、祓川は、都市の骨格を形成する緑地として水辺空間の保全を図ります。
- ・用途地域外の農地について、農業振興地域農用地区域は、面的な広がりをもつ主要な緑地であるとともに、無秩序な市街化を抑制する上においても重要であることから、農業振興地域の整備に関する法律や農地法等に則り積極的に保全を図ります。

- ◆今川、長峡川、祓川
- ◆農業振興地域農用地区域

### 2) 多様な生き物等の生息地と共生の緑地

- ・平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山等、また、森林地域における保安林、地域森林計画対象民有林は、貴重な自生植物がみられ、小動物等の生息、生育地としても重要な緑地であることから保全を図ります。
- ・周防灘を望む蓑島～長井の海岸や今川、長峡川、祓川の3河川は、野生動物、小動物等の生息、生育地として重要であることから、ビオトープネットワークの軸となる緑地として保全を図ります。
- ・市内に多数点在する御清水池、前田大池、裏ノ谷池等のため池は、水鳥等の貴重な生息地となっていることから、ビオトープネットワークの拠点となる緑地として保全を図ります。

- ◆平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山等
- ◆保安林、地域森林計画対象民有林
- ◆蓑島～長井の海岸
- ◆今川、長峡川、祓川
- ◆ため池

### 3) 都市気候の緩和に資する緑地

- ・市内を貫流する今川、祓川、長峡川の3河川及び農業振興地域農用地区域は、都市の気候調整や通風作用において重要な緑地であることから保全を図ります。

- ◆今川、長峡川、祓川
- ◆農業振興地域農用地区域

### 4) 身近な自然環境の保全に資する緑地

- ・市内に点在する浄喜寺等の寺社境内地の緑地は、市民にとって身近に自然環境を感じられる緑地であることから保全を図ります。
- ・市内を貫流する今川、長峡川、祓川の河川、周防灘に面した蓑島～長井の海岸、点在する御清水池、前田大池、裏ノ谷池等のため池は、市民が自然とふれあえる貴重な緑地であり、身近な自然環境として保全を図ります。
- ・みやこの苑をはじめとした福祉施設は、施設と一体となった緑地を形成し、周辺の住民の身近な緑地として保全を図ります。

- ◆寺社境内地
- ◆今川、長峡川、祓川
- ◆蓑島～稲童の海岸
- ◆ため池
- ◆福祉施設



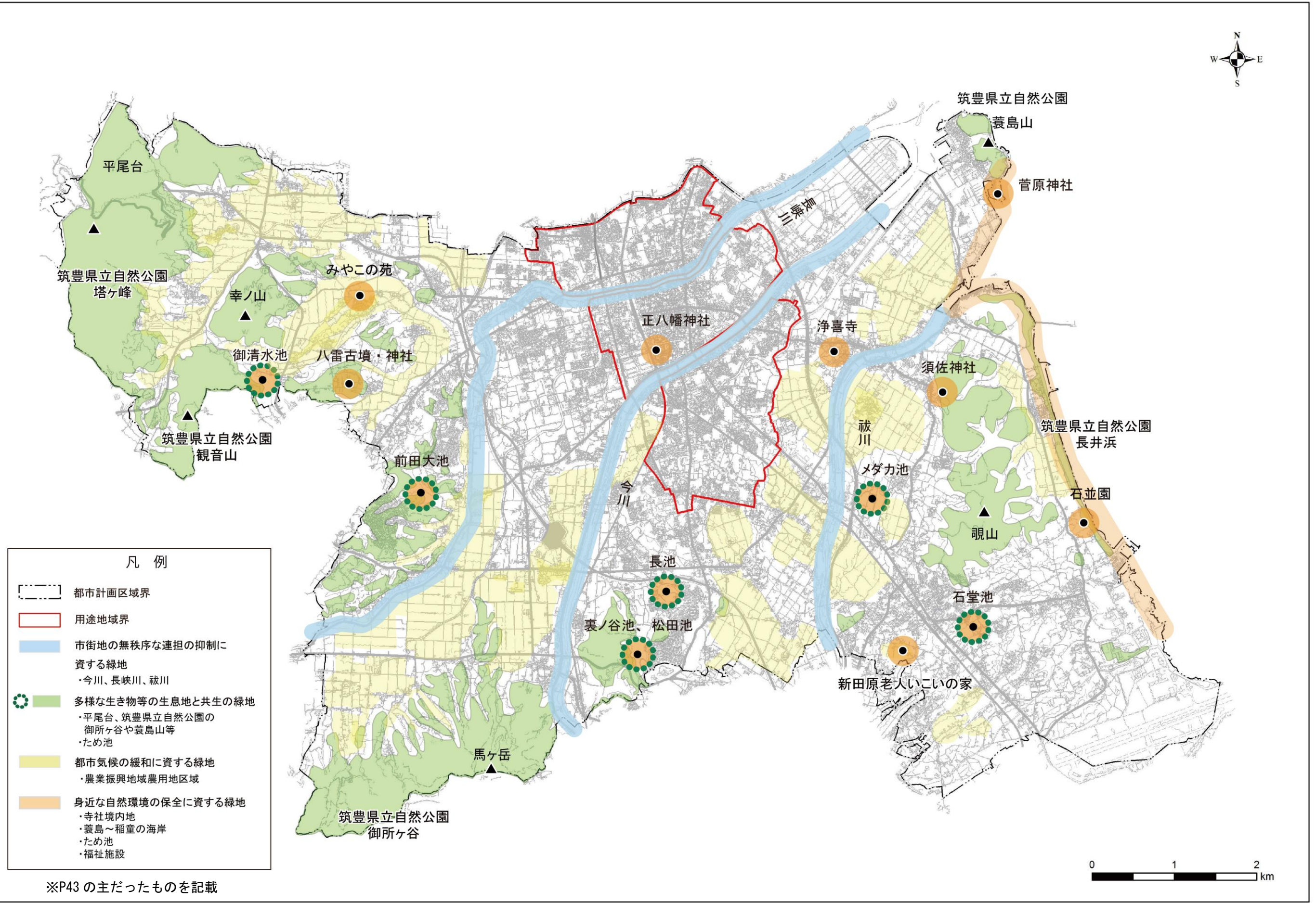


図 5-2-1 環境保全システムの配置図



## 5-3 レクリエーション保全システムの配置方針

市民の多様化するレクリエーション需要の対応に資する緑地について、緑地の機能及び量的充足度を考慮した配置を行います。

### 1) 日常的な健康運動やスポーツの場となる緑地

- ・子どもから高齢者を含めた大人まで、様々なニーズに対応した日常的で身近な健康運動やスポーツの場となる緑地として都市公園を位置づけ活用を図ります。都市公園については、本市の現状の都市公園の整備水準が低いことや市民が全体的に公園不足と感じていることを踏まえ、人口分布状況や周辺地域の状況等を考慮した配置を行います。
- ・行橋駅前広場等の身近な広場や学校のグラウンド等の公共施設緑地は、子どもの遊び場として、また、大人の散策や休息の場となる緑地として活用を図ります。
- ・今川のサイクリングロードは、周辺の河川敷の緑地を含め、ウォーキング、ランニング、サイクリング等による健康づくりやスポーツの場となる緑地として活用を図ります。

- ◆都市公園
- ◆広場、グラウンド等の公共施設緑地
- ◆今川（サイクリングロード及び河川敷の緑地）

### 2) 広域レクリエーションに資する緑地

- ・行橋総合公園は、広域的なスポーツやレクリエーション、イベント活動の場となる緑地として更なる活用を図ります。
- ・行橋駅前広場は、広域交流や賑わいの場として親しまれていることから、レクリエーションの場となる緑地として更なる活用を図ります。
- ・平尾台や筑豊県立自然公園の御所ヶ谷、葦島～稲童の海岸、福原長者原遺跡等の史跡は、市民をはじめ県内外からも多くの人々が訪れることから、広域的な観光や自然レクリエーションの拠点の緑地として活用を図ります。
- ・新たに整備する都市公園（地区公園）は、必要に応じ、高速道路や国道等の交通網を活かした広域レクリエーションの緑地として活用を図ります。

- ◆行橋総合公園
- ◆行橋駅前広場
- ◆平尾台、御所ヶ谷
- ◆葦島～稲童の海岸
- ◆史跡
- ◆新規都市公園（地区公園）

### 3) レクリエーションネットワークに資する緑地

- ・今川、長峡川、祓川の河川敷の緑地やサイクリングロードは、親水性の確保等によるレクリエーション利用の向上及び市内のレクリエーション施設間のネットワークを形成するための緑地として活用を図ります。
- ・道路環境施設帯を有する幹線道路は、レクリエーション施設をつなぐネットワークとしての役割を果たす緑地として活用を図ります。

- ◆今川、長峡川、祓川（河川敷の緑地）
- ◆サイクリングロード
- ◆幹線道路（道路環境施設帯）

#### 4) 自然や人とのふれあいの場となる緑地

- ・平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山等、蓑島～稲童の海岸は、多くの人が訪れることから、人々のふれあいや交流の場として、また、本市の自然や歴史等に対する理解を深める場所として活用を図ります。
- ・今川、長峡川、祓川の河川、ため池の水辺の緑地は、親水性の確保等により自然にふれあう空間として活用を図ります。

- ◆平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山等
- ◆蓑島～稲童の海岸
- ◆今川、長峡川、祓川
- ◆ため池



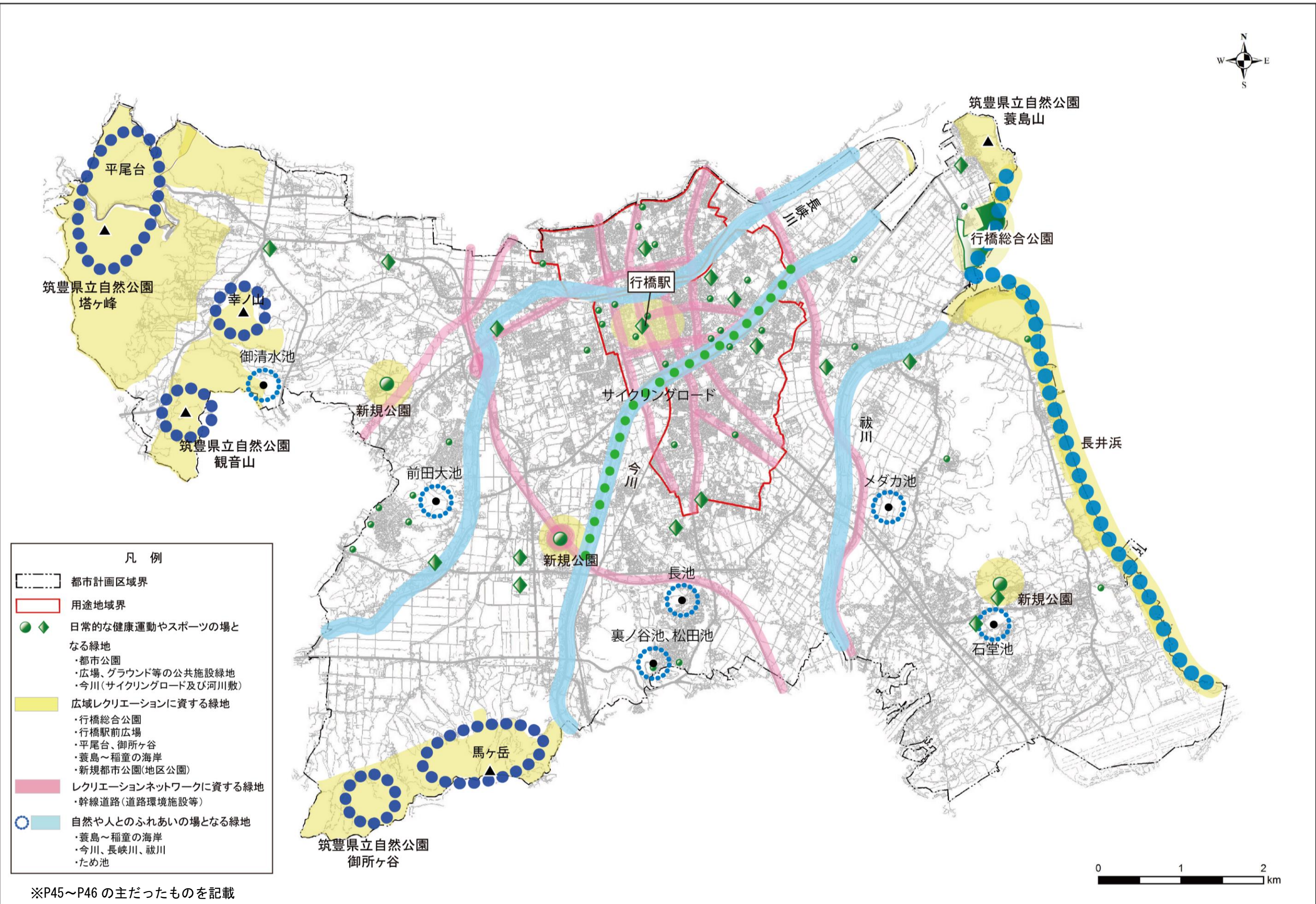


図 5-3-1 レクリエーション保全システムの配置図



## 5-4 防災システムの配置方針

災害時における災害復旧、防災活動の拠点となる緑地及び市民の避難活動に関する避難地、避難路となり得る安全性の確保に資する緑地について適正な配置を行います。また、自然災害や都市災害による被害を未然に防ぎ、拡大を防止する緑地や騒音等の公害を防止する緑地の保全を図る観点から配置を行います。

### 1) 地震災害時等における安全性の確保に資する緑地

- ・都市公園は、避難所である総合公園をはじめ、防災系統上重要な緑地となります。街区公園等の住区基幹公園は、身近な避難地として、誘致距離、人口等による配置バランスからみて不足している地域に緑地の配置を検討します。また、特に市街地においては、ポケットパーク等について、一時的な避難場所となる緑地として位置付けを検討します。
- ・災害時の避難施設として位置づけられている小・中・高等学校、地区公民館等の公共公益施設は、より一層の安全性を確保するため緑化を推進します。
- ・農地は、緊急時の一時的な避難場所となる緑地として位置付けを検討します。

◆都市公園  
◆学校・公民館等の公共公益施設の緑地

### 2) 自然災害の防止・緩和に資する緑地

- ・水害に密接に関連する今川、長峽川、祓川の河川敷の緑地やため池、一定の保水機能を有する農地は、自然災害を防止、緩和する緑地として保全を図ります。
- ・平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や葦島山等の山地は、治山・治水機能を持った緑地として保全を図ります。
- ・砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域は、土砂災害の防止、緩和に資する緑地として、各々の基準に則った保全を図るものとして位置付けを検討します。

◆今川、長峽川、祓川（河川敷の緑地）  
◆ため池  
◆農地  
◆平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や葦島山等（山地）

### 3) 都市災害の防止・緩和に資する緑地

- ・寺社境内地、今川、長峽川、祓川等の河川、ため池、農地は、防火帯、延焼遮断帯の機能を有し、都市災害を防止、緩和する緑地として保全を図ります。

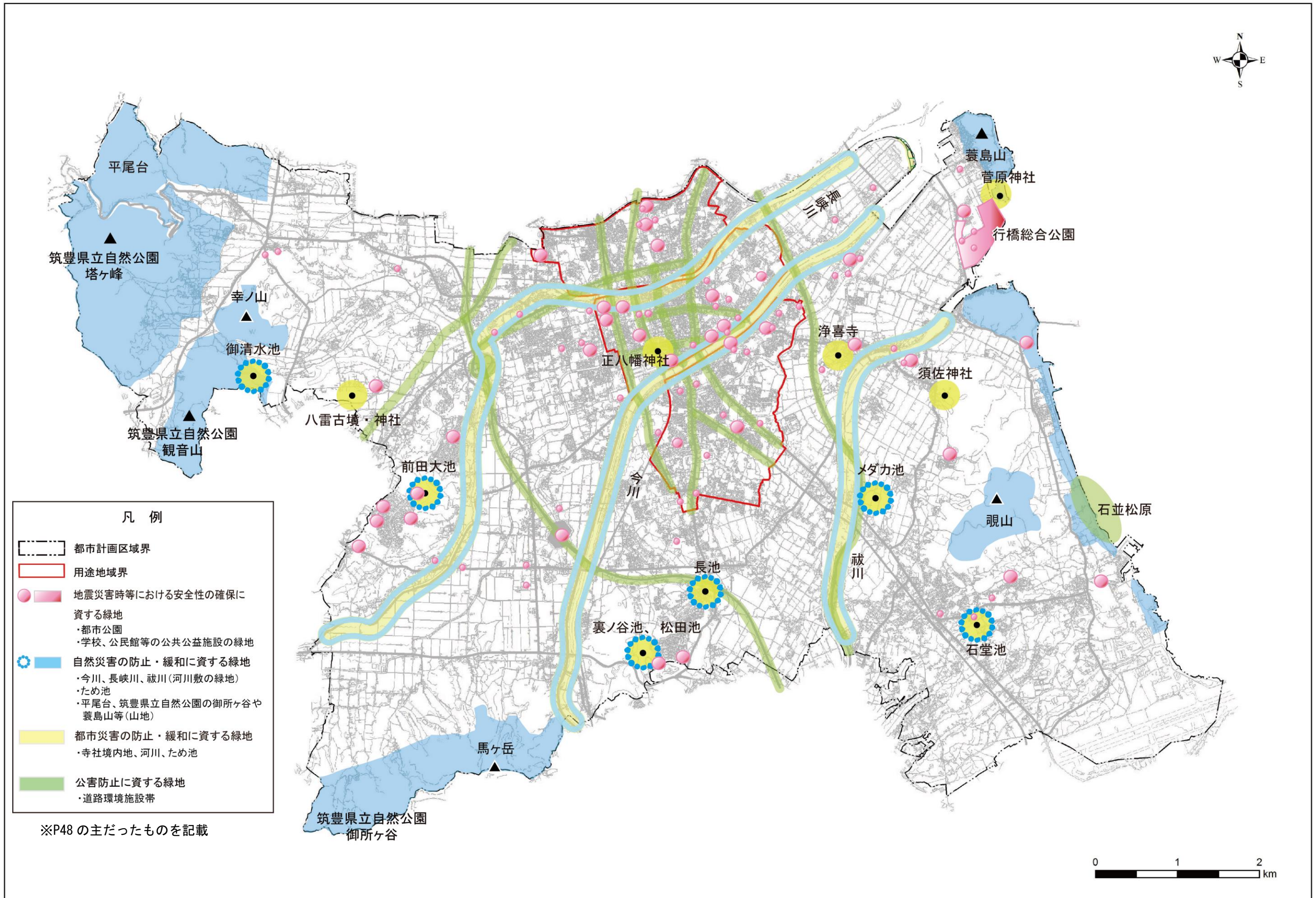
◆寺社境内地  
◆河川  
◆ため池  
◆農地

### 4) 公害の防止等に資する緑地

- ・道路環境施設帯、住宅地、商業地、工場の緑地、石並松原は、騒音、大気汚染、悪臭等を緩和する緩衝機能を有し、公害の防止等に資する緑地として保全を図ります。

◆道路環境施設帯  
◆住宅地、商業地、工場  
◆石並松原





- 凡例
- 都市計画区域界
  - 用途地域界
  - 地震災害時等における安全性の確保に資する緑地
    - ・都市公園
    - ・学校、公民館等の公共施設緑地の緑地
  - 自然災害の防止・緩和に資する緑地
    - ・今川、長峽川、祓川(河川敷の緑地)
    - ・ため池
    - ・平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や葦島山等(山地)
  - 都市災害の防止・緩和に資する緑地
    - ・寺社境内地、河川、ため池
  - 公害防止に資する緑地
    - ・道路環境施設帯

※P48の主だったものを記載

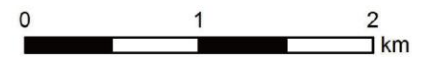


図 5-4-1 防災システムの配置図



## 5-5 景観系統の配置方針

市内に分布する良好な緑地景観の特性を踏まえ、景観の形成・保全に寄与する緑地の配置を行います。

### 1) 郷土景観を構成する緑地

- ・今川、長峡川、祓川の河川や市内に多数点在する御清水池、前田大池、裏ノ谷池等のため池は、水辺景観として保全を図ります。
- ・農地は、郷土らしさの景観として残していくため、連担する樹林地や斜面山林地等と一体的に田園景観として保全を図ります。
- ・平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山等の山地は、本市を代表するランドマークや里山として景観の保全を図ります。

- ◆今川、長峡川、祓川の河川
- ◆ため池
- ◆農地
- ◆平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や蓑島山等

### 2) 地域の特徴を活かした緑地

- ・浄喜寺、須佐神社等の寺社境内地の樹林地、文化財指定を受けている古墳や史跡の緑地は、その地域の歴史風土を象徴する景観として保全を図ります。
- ・蓑島～稲童の海岸や石並松原、新田原の果樹地帯は、本市の特徴的な風景であり、地域を特色づける緑地として保全を図ります。

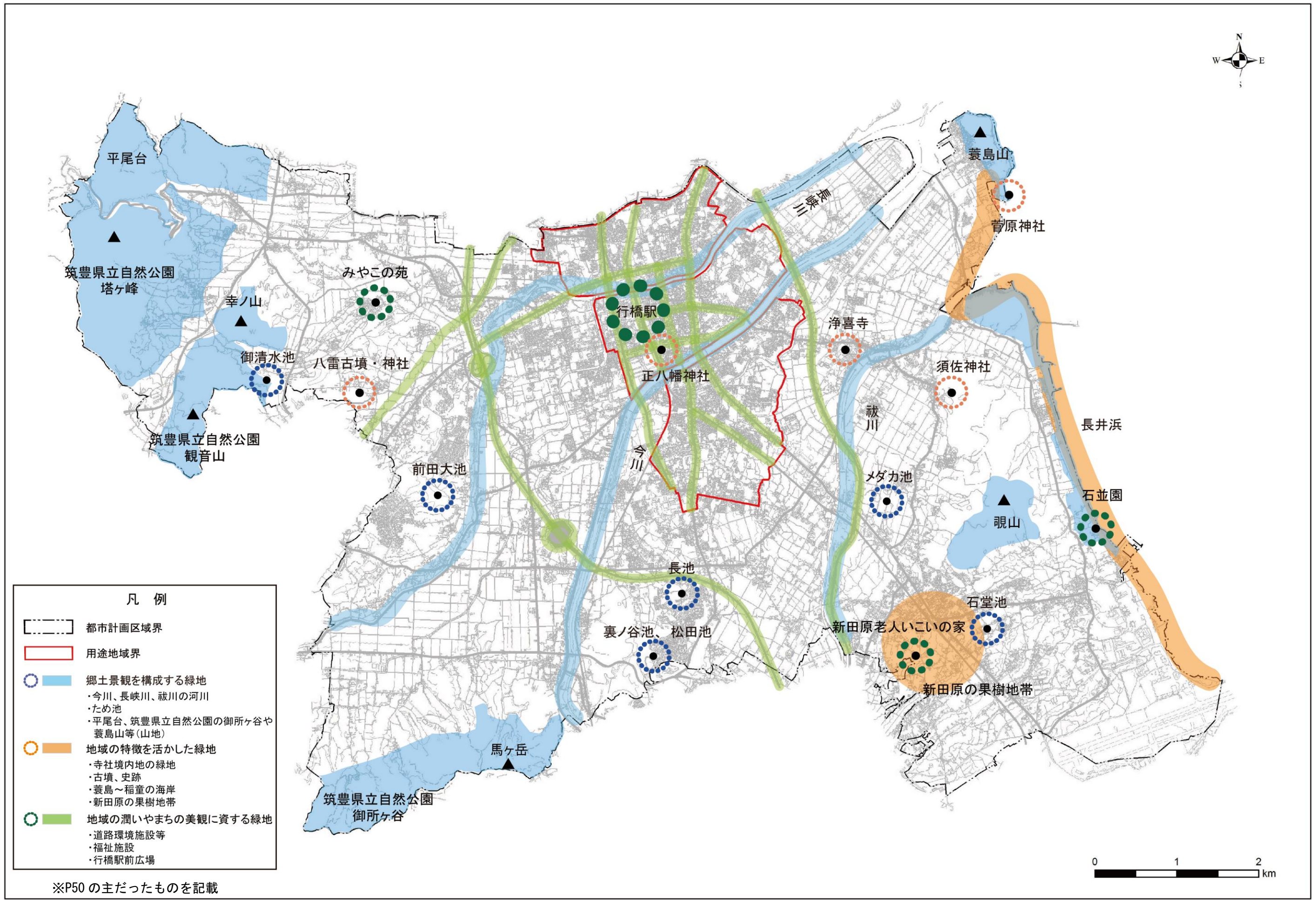
- ◆寺社境内地の緑地
- ◆古墳、史跡
- ◆蓑島～稲童の海岸
- ◆新田原の果樹地帯

### 3) 地域の潤いやまちの美観に資する緑地

- ・都市公園、道路環境施設帯や児童遊園等の公共施設緑地、住宅地、商業地の生垣、工場、福祉施設の植栽地等は、緑豊かな都市景観を創出するための緑地として、美観の向上を図るとともに、空家対策や市民協働による緑化促進を検討しつつ保全を図ります。
- ・特に、中心市街地においては、行橋駅前広場を中心に、街路樹を有する道路環境施設帯や街区公園等の公共施設緑地及び住宅地、商業地等の緑地について、潤いのある街並みに向けて保全を図ります。

- ◆都市公園、その他の公園（児童遊園等）
- ◆道路環境施設帯
- ◆住宅地、商業地、工場
- ◆福祉施設
- ◆行橋駅前広場





- 凡例**
- 都市計画区域界
  - 用途地域界
  - 郷土景観を構成する緑地
    - ・今川、長峽川、祓川の河川
    - ・ため池
    - ・平尾台、筑豊県立自然公園の御所ヶ谷や養島山等(山地)
  - 地域の特徴を活かした緑地
    - ・寺社境内地の緑地
    - ・古墳、史跡
    - ・養島～稲童の海岸
    - ・新田原の果樹地帯
  - 地域の潤いやまちの美観に資する緑地
    - ・道路環境施設等
    - ・福祉施設
    - ・行橋駅前広場

※P50の主だったものを記載



図 5-5-1 景観システムの配置図